

議 事 録

会議名	令和5年度第2回守山市介護保険運営協議会
開催日時	令和5年7月28日（金）午後2時から
開催場所	守山市福祉保健センター（すこやかセンター）3階 講習室
委員出席者	清水委員（会長）・津田委員・井上委員・小川委員・本條委員・兼松委員 川那辺委員・則本委員・石原委員・松山委員・小西委員・藤本委員・湊上委員・ 奥村委員（順不同）
欠席者	田附委員
事務局	（健康福祉部） 高橋理事・池田次長（地域包括支援センター所長） （介護保険課） 小井課長・森藤係長・川崎係長 （長寿政策課） 上本課長・青木係長・徳永主事 （地域包括支援センター） 川島係長・中井主査・中島主任保健師
会議の次第	1 開会 2 報告事項 （1）令和4年度介護保険事業の実績報告について 資料1 （2）令和5年度地域密着型サービス事業者の公募について 資料2 3 協議事項 （1）第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について（計画骨子案の 検討） 資料3-1、3-2、3-3 4 閉会
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
会議資料	◇ 令和5年度第2回守山市介護保険運営協議会次第 ◇ 令和4年度介護保険事業の実績報告について 資料1 ◇ 令和5年度地域密着型サービス事業者の公募について 資料2 ◇ 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について（計画骨子案の検 討） 資料3-1～3
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0名

1 開会

<小井介護保険課長より開会>

<委員の交代について>

シルバー人材センター 山中委員に変わり、川那辺委員が就任

<会議の開催について>

ZOOMを活用したオンラインおよび会場との併用

<委員の出席者数の確認>

15名中14名の出席により、本会議は成立

<清水会長より>

守山市介護保険条例施行規則第 50 条の規定により、当協議会の会議は公開とする。

傍聴者はなし

議事録は発言委員名を記載の上、要点筆記とする。

2 報告事項

(1) 令和 4 年度介護保険事業の実績報告について 資料 1

【事務局説明 介護保険課 森藤係長】

(2) 令和 5 年度地域密着型サービス事業者の公募について 資料 2

【事務局説明 介護保険課 川崎係長】

3 協議事項

第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について（計画骨子案の検討） 資料 3-1～3

【事務局説明 長寿政策課 青木係長】

【質疑応答】

則本委員	報告事項（1）令和 4 年度介護保険事業の実績報告について 口頭で説明いただきましたが、介護保険制度は制度改正があると数字が変わる理由など様々であると思うので、コンパクトでいいので説明を文字にさせていただきたい。
事務局	ありがとうございます。次回からの参考にさせていただきます。
清水会長	説明の仕方について、少し配慮していただきたいとのご要望だと思う。前年度と比べてこのような点に変化があるということ、口頭で短く説明していただきたい。 他の委員の方で、ご質問やご意見はありますか。
淵上委員	資料の 8 ページ、介護保険料の収納状況について、平成 29 年度は 91.98%、令和 4 年度は 95.94%となっている。この収納率を引き上げるのは大変難しいと思うが、どのような改善策を取られたのか。
事務局	収納率はおっしゃっていただいたように、あげることが大変難しい。現在、徴収員を 1 名配置しているが、丁寧に手厚い対応を行っている。 ただ納付書を送るだけではなく、一人ひとりに合った納付計画を立てることによって、保険料納付を提案しており、そうした地道な努力を積み重ねることで、収納率が徐々に増えていると考えている。
兼松委員	同じく収納状況について、令和 4 年度で、特別徴収は当然収納されているが、普通徴収で 390 万円ほど徴収できていないというのは、人数でいうと何名分くらいなのか。
事務局	約 100 名である。
兼松委員	約 100 名の方を 1 人で担当されているということか。
事務局	基本は徴収員が 1 人で、文章での催促や電話対応しているが、そこで対応できない場合は正規職員が協力して 2 名体制で訪問し、徴収している。
兼松委員	この収納率は 96%程度だが、これは全国的、あるいは県でみるといかがか。

事務局	悪い方ではないという回答になるが、年々収納率は向上させている。
奥村委員	今の話と重なるが、介護保険料や介護者数なども、滋賀県や全国的な平均値がわかれば、守山市がどのような状況であるのかがわかりやすいと思うため、もし資料があれば載せていただきたい。
事務局	いただいたご意見のとおり、県や国の数字と照らし合わせようようにしたい。
石原委員	介護保険料収納状況で、特別徴収についてはすべて 100%で、普通徴収については年次ずっとあがってきているが、これについてどのような施策をしているのか。
事務局	先ほどの話と重複するが、徴収員を 1 名配置しており、一人ひとりに合った丁寧な対応を心がけている。単に納付書を送るだけでなく、個別で相談を受けており、金額についても個人の状況に合わせて具体的な相談を行っている。そのような地道な取組によって、少しずつ収納率があがってきていると考えている。
井上委員	4 ページの (3) 出現率・認定率で、第 1 号要介護者に 17.1%とありますが、イメージと違うような気がしている。私たちの周りを見ても「認定が厳しい」などとよく聞くが、守山市と他の地域と比較して、この出現率はこの程度の数値か。
事務局	明確なものはないが、年齢層の高い高齢者が多いか少ないかが現況に出てきていると考えている。全国・滋賀県と比べても、守山市は高齢者の中でも比較的若い方が多く、要介護者になる可能性が低いのではないかと考えている。
清水会長	他市と比べて、守山市では高齢者でも比較的若い方が多いと説明があった。 2 ページ目の認定者数の部分では、要介護 1 の割合が多いが、どのような原因があるのか。
事務局	県・国と比較しても、要介護 1 が多い状況ですが、全国と比較して大きな乖離があるとは考えていない。毎回、認定の結果について国に報告しており、市も随時、認定率の数値を全国と比較している。そこから大きく乖離すると、国から、理由を求められることがあるが、そのようなことはなく、全国と比較して大きな乖離があるとは考えていない。
事務局	先ほどの介護保険事業の実績報告については、あらためて文章で書いたものを準備し、お配りさせていただきたい。
清水会長	事務局が言われたとおり、改めて皆さんにお配りするということでよろしいか。 他にご意見・ご質問等がないようでしたら、次の議題に移らせていただく。
則本委員	<u>報告事項 (2) 令和 5 年度地域密着型サービス事業者の公募について</u> 1 ページ目の小規模多機能型居宅介護について、登録率が低い主な要因が、近隣市に特別養護老人ホームが相次いで開所したことや、病院への入院と説明されているが、その関連性について、もう少し詳しく説明していただきたい。
事務局	ここに記載した理由は、小規模多機能型居宅介護の事業所の方にヒアリングをさせていただいたものである。小規模多機能型居宅介護の登録が減ってきている主な要因を当該事業所の方がどのように捉えているのかをヒアリングした結果、重度の方が特別養護老人ホームへの入所が決まった、病院への入院に伴い終了したとの理由が多くあると伺った。何%等のデータは持ち合わせていないが、そのような結果となっている。
則本委員	データというより、その因果関係は本当に合っているのかが疑問である。もともと住み分けている世界のような気がするため、小規模多機能型居宅介護事業所の認識でヒアリ

	<p>ングされた結果とは言え、ここには守山市の方針が書いてあると思うため、単にそういった話が多かったというだけではなく、特別養護老人ホームの状況を分かっているながらも小規模多機能型居宅介護を進めたのか、などその辺の考え方や因果関係はどうか。</p>
事務局	<p>詳細の結果を出そうとすると、個別の案件を全て追いかけていく作業が必要になってくるかと思うので、なかなか難しいのが実情である。近隣の状況などは、かなり大きな要因であると考えているが、そこを本当にそうかと言われると、理由としてはっきりと申し上げることができないのが現実である。</p>
湧上委員	<p>私も事前に資料をいただいて、則本委員が言われたことが一番気になっていた。主な要因が近隣市に特別養護老人ホームが開所されたというのが実態かもしれないが、外部から見ると、在宅介護を中心に進めている中で、近隣市町村の施設があるからそっちに入ってもらえばいいのではないかと捉えられると思う。</p> <p>在宅介護を前提とすると、市内にこのような施設があれば介護者の負担も非常に軽くなり、本来であれば、守山市内に施設があることが大前提になると思う。近隣調査をするのが現実にはあると思うが、外部に出さないのであればこの資料で良いと思う。</p>
事務局	<p>補足ですが、小規模多機能型居宅介護の特徴として、多様なサービスを利用いただけることがある。入所時には軽度でも、重度になっていく方もたくさんおられ、訪問介護や、通所、泊まりなど、在宅でがんばって生活していただける方も、小規模多機能型居宅介護をたくさん使っていただいている状況である。</p> <p>そのような方が近隣市に特別養護老人ホームができたことで、そちらを使おうかと思われたことも想定されますし、小規模多機能型居宅介護を利用する際に、特別養護老人ホームの待機をされていたケースもあったと伺っているため、登録率が減ったというのは、特別養護老人ホームが開所されたことが大きな原因ではないかと思っている。</p> <p>本市では在宅での療養を進めているため、小規模多機能型居宅介護へ入所いただくときは小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーに変更していただくというハードルがあるが、メリット等を広く周知し、利用の拡大に繋がるように努めていきたいと考えている。</p>
本條委員	<p>近隣に特別養護老人ホームがたくさんできたという記述だと思うが、なぜグループホームの利用者や小規模多機能型居宅介護の利用者が特別養護老人ホームに入所を希望されるのか。本来、グループホームは要支援2以上の方が利用される入居施設で、生活される場の第1弾として入所されるケースが多いが、特別養護老人ホームは要介護3以上しか入れない施設なので、要介護1・2の方がたくさんおられるのに、なぜグループホームを利用されないのか、何らかの理由があるのではないかと思っている。まず費用の面で、介護保険の食事や居住費の減免が使えないことや、社会福祉法人の減免が使えないなどの理由で大きな利用料になっていて、要介護3になったら減免が使えるところへ何とか移りたいという利用者も実際おられる。所得の低い方が特別養護老人ホームに入るのは難しいが、対象者はたくさんおられると思う。小規模多機能型居宅介護でもお泊まりをすれば自費でお泊まり代を払わないといけないなど、特別養護老人ホームと大きく違う。そのような部分もきちんと分析した方がいいのではないかと思う。守山市では要介護1の方が増えているのに、軽度の人が入る施設が整備されていない一方で、重度</p>

	<p>の人はどんどん減っているのに、特別養護老人ホームはできており、矛盾した施設整備になっているのではないかと。来年度は制度改正があるので、特別養護老人ホームの入所基準が緩和されるのではないかとと思うが、特別養護老人ホームができたからという理由ではなく、なぜ特別養護老人ホームに入ろうとされているのかもお聞きいただけたらと思う</p>
事務局	<p>第8期計画は今年度までの計画であり、予定されていたものが基本的に整備されていると考えている。近隣の状況を見ながら、どのように計画を立てていくかは、次の第9期計画に向けても気にしていかなければならないと考えている。</p> <p>グループホームについては、現在の待機理由としてどのようなことがあるか少し深掘りしたのが今回の状況である。</p> <p>もう少し掘り下げた方がいい点などアドバイスをお願いしたい。</p>
井上委員	<p>入所予備群の私たちにとって、1ページ目の「登録率は平均で76.8%」「採算が取りづらく、事業所運営は大変厳しい状態になっている」というのを見ると、動揺してしまうが、私たち世代は数字がぱっと出てこない、納得ができない世代になっていると思うので、はっきり数字で出るようにしていただけたらありがたい。</p> <p>登録が少ないというのも、私たち世代はお金のことが一番根っことなっているように感じる。団塊の世代になると、在宅よりも施設がいいという人が割と周りに多くいるが、実際入るには25万から30万円かかると聞くと無理だと言われる。この話が決まれば、広報やPRをしてくださると思うが、その際は「大体このような感じですよ」というのではなく、はっきりとした数字とか、具体的な対策が見て分かるように作っていただければと思う。</p>
事務局	<p>1ページ目に記載している定員の空き、登録率、平均の書き方については変更が難しく、登録がたくさん入っているところもあれば、あまり入っていないところもあるため、平均してという書き方でしかお示しすることができない。ただ、個別のケースはわかるため、各事業所に確認することは可能である。この資料では、このような形でしかお伝えできないことをご理解いただきたい。</p> <p>窓口にお越しいただいたら、パンフレットをお渡しし、それぞれの方に合わせて説明している。個別のケースとして、このような場合どうなのかということがあれば、具体的におっしゃっていただいたら、もう少し踏み込んでお答えできるため、ご相談いただきたい。</p>
小川委員	<p>重複する部分もあるかと思うが、公募の条件が、「小規模多機能型居宅介護とグループホームの合築」という点と、速野学区、小津学区と学区が限定されている点が、要因だっただのではないかと思う。昨今の建築資材高騰等で、二つの施設を合築で立ち上げるのは経費も掛かり、介護職員も必要なため、そこを併せ持つての公募というのは無理があったのではないかとというのが、この検証であがってこないといけなさと感じている。学区を限定していることは、整備計画の一環の流れかもしれないが、再公募の時点で見直しがあってもよかったのではないかと考えた。</p> <p>また、小規模多機能型居宅介護の状況について、苦肉の策の資料と感じている。登録率の低下の原因は、近隣の特別養護老人ホームなどのみの理由ではないと思う。小規模多</p>

	<p>機能型居宅介護の良さ、魅力がどれだけ伝わっているか、利用者にとってどのような影響があるのかということ、まだまだケアマネジャーの理解が乏しいと思っている。近隣の事業者からも聞いているが、ケアマネジャーから最も聞かれるのが、「何日利用できるか」「月何回泊まれるか」という内容である。その人の暮らしにとって本当に宿泊が必要なのか、本当にこの通所回数が必要なのかを考えることが大事だと思うが、利用料金や回数だけで判断してしまう。本来あるべき利用者の生活のマネジメントが個々に考えられているのかという時点でケアマネジャーの小規模多機能型居宅介護への理解不足があると思う。事業所サイドが営業努力としてやっていかなければならない課題もあるが、行政も一緒に小規模多機能型居宅介護の魅力を発信していく努力が必要である。</p>
事務局	<p>公募結果を受けて我々も、他地区や学区といった部分もあったのではないかと考えている。ただ一方で、小規模多機能型居宅介護のみという整理があった時期もあった。その際、単体だとなかなか難しかったという状況や、職員の配置のメリットもあったところ、このような方法が良いのではないかと進めてきたのが実際のところである。結果を見ると、コロナや建築資材の関係もあったかとは思いますが、今後どのようにしていくか、検証していきたいと考えている。</p> <p>小規模多機能型居宅介護の良さの伝わり方について、少なくとも市民には窓口に来ていただいた際は、このような制度もあるということをももちろんお伝えして、なぜそこまで繋がっていかないのかを見極める必要がある。それ以外の場でもお伝えの仕方を考えていきたい。</p>
兼松委員	<p>先ほどの小規模多機能型居宅介護について、平成 27 年改正のときに介護報酬が大きく抑えられたことがあり、そのときに小規模多機能型居宅介護もサテライト型をやっていて、事業効率をあげていこうということがあった。今回はサテライトではなく小規模多機能型居宅介護をやっていくということですが、サテライトは考えられないのかなと感じた。平成 27 年改正のときは、登録率や介護事業所の稼働率が 8 割あればなんとか賞与も払えるという意味で 8 割を目標にするというのがあった。今の 76.8%は 8 割まであと少しで、この少しが何人かということ 1 人である。1 人増えたら、安定的な経営ができる見込みが立ち、1 人欠けると報酬減となっているが、今はもう 8 割ではなかなか対応できない。</p> <p>次の介護保険の改正もあるが、今の物価高、人件費高などもあり、最低賃金が 1,000 円に上がりそうである。地価も上がっている。その中での収支計画について、見直しを検討した方が良いと思う。</p>
事務局	<p>サテライトについて、これまでの流れとして、より身近な場所に小規模多機能型居宅介護を配置するという市の方針があったため、サテライトが選択肢になかったというのがこれまでの経緯である。</p> <p>損益分岐の話について、少し前の数字にはなりますが、平成 29 年度の報告において、小規模多機能型居宅介護の黒字施設の登録率が、平成 29 年度時点で 86.4%と言われている。赤字施設は 74.7%の登録率という報告で、全国的には示されている状況である。少し前の数字なので、物価高などの影響を考えると、また数字は変わると思うが、現状の市内の登録率は平均値 76.8%である。これは 9 割を超える事業者もあれば、登録率</p>

	<p>が7割を切る事業者もある中での数字だが、安定的に登録状況を確保されている事業者の活動で生かせる部分はないか、少し細かめに今後確認をしていく必要があるのではないかと考えている。</p>
清水会長	<p>市民の方のいろんなニーズを把握し、ケアマネジャーは施設の場合もいろんな資源を把握しておかないといけない。そこをマネジメントするのがケアマネジャー本来の仕事だが、現場でズレている面もある。もう少し業者をこえて、説明してもらえたら、もっと施設を利用しようと思ってもらえるのではないかなと思う。</p> <p>また、3ページの令和5年度の方向性について、検討している方向性はどのようなものか。</p>
事務局	<p>今後は第9期計画に向けて、これからの入所者数の推移や人口増加率を含めて考えていかないといけないと思っている。今の段階ではこのようにできると判断していく状態ではなく、第9期計画の中で考えていきたい。</p>
清水会長	<p>委員のみなさんから積極的なご意見がありましたが、それらの部分から方向性を検討していただきたい。</p> <p><u>協議事項（1）第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について（計画骨子案の検討）</u></p> <p>ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などいかがでしょうか。</p>
井上委員	<p>地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくりで移動手段の充実の項目がありますが、少しずつ充実してきているので、この文言が消えるのはすごく残念である。6の生活環境の充実としてまとめられたというのはわかりますが、一般市民にとっては、この中に「移動手段の充実」が含まれているというのは、わからないと思う。せっかく今まで移動手段を少しずつ充実してきて、守山市はがんばっていると思っていたので、文言として入れていただければと思う。</p>
事務局	<p>移動支援については、第8期計画では、資料3-2の一番右の基本目標2の5「地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくり」の中に、「移動支援」の内容を入れていたが、今回は基本目標2-6の方に振り替えさせていただいている。</p>
井上委員	<p>一番左の第9期計画の方向性に移動支援が入っているので、右の施策体系にもどこか一言入っていたら、分かりやすいのではないかな。計画概要のパンフレットも出ると思うが、それを見たときに「市が移動手段を考えてくれている」と分かるようにした方がいいと思う。これから高齢者が増えていくが、高齢社会において移動が一番重要である。教室等に行くにしても、やはり移動ができなければ、参加もできない。会議に出ている人であれば、生活環境の充実の中に入っているのがわかるが、会議に参加していない人にはわからないと思うため、検討いただきたい。</p>
事務局	<p>今回は骨子案ということで、今後、施策体系を整えていき、素案作成に移りますので、いただいたご意見を表現の中に組み込めるか、検討していきたい。</p>
淵上委員	<p>資料3-3福祉計画骨子案の中で、第6章の計画の円滑な推進に、「計画の進行管理と点検」と記載がある。計画の内容をみると、数値目標を挙げるのが大変難しいが、数値目標がなければ進行管理も可視化がしにくく、管理担当者の主観で進行状況を判断することになる。できるだけ数値をあげていただき、評価してもらおうと、本当に成果が表れ</p>

	<p>と思う。例えば、介護人材の確保の案について、介護職員の定着率が何%かの目標数値を入れるなど、そのようなことも考えていただきたい。</p>
事務局	<p>これまでの計画にも、指標として数値目標をあげているので、今後も様々な課題をしっかりと精査する中で、数値目標をあげていきたい。</p>
則本委員	<p>2点お伺いする。1点目は前回の委員会の際にアンケート調査の概要があったが、3年前と比較することが、次に向けて重要なのではないかと意見をした。それについては検討されたのか。あるいは比較した結果、方向性には問題ないと判断されたのかを聞きたい。</p> <p>2点目は資料3-2の表の中、左側の第9期計画の方向性で、地域全体で取り組む認知症対策の充実のための項目の一番下に、成年後見制度の利用促進による権利擁護の推進と記載があるが、これは正確な表現ではないと思う。権利擁護事業として、社協では成年後見に至る前の段階の制度を実施しているが、権利擁護の推進の中に、成年後見制度と日常生活自立支援事業（権利擁護事業）という体系でないといけないと思う。その方の認知度の進捗によって、制度が変わっていくのが今の体系だと思うので、正確に表現していただきたい。</p>
事務局	<p>まず、前回との比較については、地域包括支援センター運営協議会や、地域ケア会議など様々な会議で出た意見や、高齢者施策以外の市全体の事業ともしっかりと比較をする中で、検討をしていく必要があると考えている。前回のアンケート結果についても比較はしており、数字上こうなったからこう反映したということは必要かと思うが、全体的な課題を見ていく中で、考えていかなければいけないと考えている。</p> <p>権利擁護の関係については、第9期計画の方向性として、成年後見制度の利用促進による権利擁護の推進としているが、これはあくまでも一例であり、今後、施策体系の枝の部分になっていくので、その部分で権利擁護の話も組み入れていく必要があると考えている。</p>
清水会長	<p>アンケート結果を施策に反映させるのは大事な点ですが、アンケートをなんのために行うかの原点に戻ると、おのずと答えが出てくると思う。前にいろいろな意見が出たが、なぜそうなるのか原因を探らないといけない。成年後見制度については、一部は批判的な意見をお持ちの方もおられるが、それがこの先変わる可能性もある。趣旨的には素晴らしい制度なので、運用をもう少し使いやすい方向にしていこうという動きもある。そのため、ここで第9期計画の方向性の中身にふさわしいかどうか、説明いただけたらと思う。</p>
湧上委員	<p>成年後見制度については、メリット、デメリットがある。親族後見人かどうかによっても変わってくる。場合によっては成年後見制度にとらわれずに、いわゆる民法上の後見人もありますし、そういったことも含めて成年後見制度の推進として紹介し、進めていかれるとよいと思う。</p>
事務局	<p>施策の方向性のところ、成年後見制度の「利用促進による権利擁護の推進」という表現は、成年後見制度を進めることで権利擁護が進んでいくという、誤解を招きかねない表現ですので、ここの表現は整理したい。</p> <p>地域福祉権利擁護事業については、施策体系の次の項目の中で大事な1事業であり、誤</p>

	解を招かないよう整理したい。
湧上委員	社協は権利擁護事業をされているので、本来でしたら、社協が成年後見制度の事業を展開されますと、権利擁護の対象者が成年後見制度の利用へ移行でき、市民の皆様安心して成年後見制度をご利用いただけると思う。
小川委員	<p>介護人材の確保と定着について、守山市単独で介護人材の確保を出してもあまり意味がないということは、これまで何回も言ってきた。その点について湖南3市および関係機関との連携の部分で具体的に明記されているのは、非常によかったと思う。介護人材の不足や定着という言葉にすると、どうしても介護職員というイメージがつきがちだが、決して介護職員だけが不足しているわけではない。2、3年前から言い続けていますが、介護人材の不足というだけのカテゴリーではなくて、介護支援専門員の確保あるいは質の向上という部分も、カテゴリーに入れるべきではないでしょうか。</p> <p>あわせて、介護人材の確保については、外国人の介護人材の活用を一つ入れ込むべきだと思う。守山市は他市にはない補助制度をしていますが、これはかなり目玉商品であると思っている。今後は外国人の介護人材の採用は進んでいくのではないかと思います。今までは訪問系のサービスに行けない条件がついていたが、一定の条件付きで訪問系のサービスも外国人の受け入れができるという方向性を聞いており、現に、湖南圏域の事業所で外国人人材を活用しているところが増えてきている。そのような中で、住まいの確保でかなり苦労しているという話があり、お金がかかるといわれているが、蓋を開けてみれば、結局人材紹介にかけているお金と、初期費用とそんなに変わらない。人材紹介にかけている費用を考えると、外国人人材を確保する方がいいのではないかと思います。特定技能でもしっかりフォローしていけば、5年10年とその事業所で定着される。アジア系の外国人の方はハングリー精神を持ちながら、一生懸命、対応してくれますし、言語の問題は多少あるにせよ、これからますます外国人人材の活用が増えてくると思うので、その辺りもカテゴリーの一つに入れてほしい。</p> <p>最後に職場環境の改善の文章にICTの活用とあり、これをどう活用するかということですが、今最も課題となっているケアプランのデータ連携の現状はご承知のとおりであり、他市で補助金を出した話を聞いたが、手をあげる事業者はゼロである。お金を出して促進すると言いつつも、そこに乗ってこないのは、やはり他に課題がある。その課題をしっかり検討していかないと、ICTの活用がなかなか進まないで、他市の例を参考にしながら、促進の方法を具体的に考えていただきたい。</p>
事務局	<p>ケアマネジャーの高齢化について、我々は介護職員というくくりで表現させていただいている。ご意見いただいた視点も考慮しながら、人材確保に向けて検討を進めていきたい。外国人人材についても、大きなくくりとしては人材の確保・育成・定着という部分に入ってくると思うが、小項目でこのような人材をどんどん活用していかなければならないということは間違いないと思うので、その辺りも検討していきたい。</p> <p>職場環境改善としてのICTの推進については、いろいろな方法で推進していくことになるが、その中で、介護職員の新たな確保に繋がるように複数のことを組織化していく必要があると考えている。ケアプランのデータ連携については、前回もお話をいただいたところですが、事業所にもある程度メリットがあるところであるが、栗東市に</p>

	<p>おいても補助金の活用がないということである。補助金の活用へ進めていくのがいいのかも踏まえて、今後どのような対応をするか検討していきたい。</p>
清水会長	<p>守山市としてこれをやっていこうという意思表示であると思うので、語句を変える場合は慎重にしていかなければならない。表現等で検討していくべき課題はありますが、全体としてこの方向でやっていきたいということで、ご了承いただきたい。他に何かご意見やご質問があれば言っていただければと思う。</p> <p>ないようであれば、以上で議事は終了する。本日の議事録については、事務局で作成願いたい。</p>

5 閉会

(午後4時00分 閉会)